

(1)働き方改革会議における提言の啓発・周知について				
①求人内容や非正規雇用労働者の待遇改善				
番号	項目	目標（H31.3.31に見直し）	プラン策定時	令和2年度実績
1	企業への啓発・周知	訪問件数900件／年	訪問件数600件 （平成28-29年度累計） 年間目標300件	560件 （達成率62.2%）

(2)正社員転換等について				
①不本意非正規雇用労働者の正社員転換等				
番号	項目	目標（H31.3.31に見直し）	プラン策定時	令和2年度実績
1	ハローワークによる正社員就職・正社員転換数	3.5万人 （平成28-32年度累計） 年間目標7,350人	3.5万人 （平成28-32年度累計） 年間目標7,000人	31,515人（達成率90.0%） （平成28-R2年度累計） 5,044人 （達成率68.6%）
2	ハローワークにおける正社員求人数	14.4万人 （平成28-32年度累計） 年間目標30,400人	12.5万人 （平成28-32年度累計） 年間目標25,000人	141,520人（達成率98.3%） （平成28-R2年度累計） 27,543人 （達成率90.6%）

②対象者別の正社員転換等 ア)若者等に係る取組				
番号	項目	目標（H31.3.31に見直し）	プラン策定時	令和2年度実績
1	フリーター就職件数	フリーター就職件数：1.2万人 （平成28-32年度累計） 年間目標2,200人	フリーター就職件数：1.5万人 （平成28-32年度累計） 年間目標3,000人	10,787人（達成率89.9%） （平成28-R2年度累計） 1,036人 （達成率47.1%）
2	学卒者向け公共職業訓練の正社員就職率	学卒者向け公共職業訓練の正社員就職率：90%	学卒者向け公共職業訓練の正社員就職率：90%	93.1% （+3.1ポイント）
3	ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の正社員就職率	ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の正社員就職率：80%	ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の正社員就職率：80%	60.4% （-19.6ポイント）

②対象者別の正社員転換等 イ)派遣労働者に係る取組				
番号	項目	目標（H31.3.31に見直し）	プラン策定時	令和2年度実績
1	労働者派遣法周知セミナーの開催	13回 （平成28-32年度累計） 年間目標2回	10回 （平成28-32年度累計） 年間目標2回	13回（達成率100%） （平成28-R2年度累計） 2回実施 （達成率100%）

②対象者別の正社員転換等 ウ)有期契約労働者に係る取組				
番号	項目	目標（H31.3.31に見直し）	プラン策定時	令和2年度実績
1	キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数	3000人 （平成28-32年度累計） 年間目標730人	350人 （平成28-32年度累計） 年間目標70人	2,833人（達成率94.4%） （平成28-R2年度累計） 498人 （達成率68.2%）

(3)待遇改善について				
番号	項目	目標	プラン策定時	令和2年度実績
1	雇用保険被保険者に対する育児休業取得率の向上	取得率0.65%	取得率0.506%	0.71% （+0.08ポイント）

平成28-30年度の3か年の実績に基づき、目標値を平成31年3月31に見直しを行いました。

(1)働き方改革会議における提言の啓発・周知について			
①求人内容や非正規雇用労働者の待遇改善			
番号	取組 ※表記を修正	取組内容	現時点までの実績
1	企業への啓発・周知	地域や企業の将来を担う人材を一人でも多く確保・定着させるために、「和歌山働き方改革宣言」を基軸として、求人内容（応募要件、雇用上の地位、労働条件など）の見直し、非正規雇用労働者のさらなる活躍や能力発揮のため、正社員転換などの機会の付与、ふさわしい処遇等のあり方について、改めて検討いただき、県内企業の取組を支援すべく、労使をはじめ関係機関の協力を得つつ、新たな法制度、各種支援方策、助成金制度についてのきめ細やかな周知・広報を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○正社員求人確保や求人条件の見直し助言等のため令和2年度公共職業安定所長による事業所訪問を560件実施。 ○働き方・休み方改善コンサルタントの企業訪問による周知、相談・助言等の援助を実施 訪問事業所数 令和2年度計134事業所、ワークショップの開催 令和2年度計15回、セミナー 令和2年度計2回 ○働き方改革支援センターによる企業支援を実施。具体的には、関係機関へのリーフレットの配布等の周知・広報、新型コロナウイルス感染症の拡大における企業の相談ニーズも踏まえ、休業に関する相談等にも幅広く対応を行った。 ・電話・来所による相談対応 令和2年度計881件 ・セミナーの開催 令和2年度計63回：参加者のべ828名 ○労働基準監督署の支援班の事業所訪問によるキャリアアップ助成金等の周知・広報の実施 ・実施件数 令和2年度計274件

(2)正社員転換等について			
①不本意非正規雇用労働者の正社員転換等			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	ハローワークにおける正社員就職の実現 ・キャリアアップ助成金の活用促進	キャリアアップ助成金により派遣労働者等の正社員転換、「多様な正社員」の導入、非正規雇用労働者の人材育成の促進等を行うためハローワークにおいて、活用が進むよう、制度の周知等を積極的に行う。 ハローワークにおいて、正社員求人積極的に確保するほか、正社員就職に向けた担当者制による支援やマッチング強化に取り組む。また、キャリアコンサルティングや就職支援セミナーを実施するなど利用者それぞれの状況に対応したきめ細かな就職支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○就職支援セミナーについては、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の予防対策から中止を余儀なくされたセミナーもあったが、86回開催し679人が受講した。セミナー受講者の内、離職期間3か月未満の求職者が51.7%を占めた。また、アンケートの結果、「参考になった」、「大変参考になった」と答えた求職者は99.3%であった。 ○ハローワークにおける令和2年度正社員就職の実績は4,505件、正社員求人数の実績は27,543人であった。 ○ハローワークの窓口等において、求人受理時をはじめ事業所と接する機会に、有期労働者を募集する事業所を中心にキャリアアップ助成金について周知を行っている。令和2年度のキャリアアップ助成金の利用による正社員転換数の実績は539人であった。 ○労働基準監督署の支援班の事業所訪問によるキャリアアップ助成金等の周知・広報の実施（再掲） ・実施件数 令和2年度計274件
2	業界団体等への要請	非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組について経済団体に要請するとともに、公共職業安定所長等の幹部職員は、事業所訪問により、正社員求人による人材確保のメリットを説明し、取組を働きかける。	○正社員求人確保や求人条件の見直し助言等のため令和2年度公共職業安定所長による事業所訪問を560件実施。（再掲）

②対象者別の正社員転換等 ア)若者等に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	フリーター等に対する支援	いわゆるフリーター等（35歳以上45歳未満の不安定就労者も含む。）の正社員転換を促進するため、引き続き、わかものハローワーク等において担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、フリーター等の職業意識の啓発を行うとともに、わかものハローワーク等の利用の周知強化、夜間や土日でも相談を行うことができるように電話・メールによる相談事業、職業訓練への誘導・あっせんの強化等を行う。また、トライアル雇用奨励金の活用によるフリーター等の正社員就職を実現する【平成28-32年度にかけて継続的に実施（電話・メール相談事業は平成28年度から実施）】。	○ハローワークのわかもの支援コーナーやわかもの支援窓口を中心に担当者制による就職支援を行うとともに、トライアル雇用奨励金の活用により令和2年度は1,036人の就職が実現した。
2	新卒者等の正社員就職の実現	新卒応援ハローワーク等において、学校等と協力して、在学段階からの就職に向けたセミナー、職場見学・体験等を通じ、就職への意欲喚起・維持を含めた新規学卒者等の正社員就職に向けた支援（未内定者への集中的な支援も含む。）を行う。	○新卒応援ハローワーク等における令和2年度新規学卒者等の正社員就職の実績は1,035件であった。
3	若者の職業能力開発の推進	若者の職業能力開発を支援するため、高卒者等を対象として、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための長期間の訓練課程の訓練等を実施するとともに、ジョブ・カードを活用した雇用型訓練（雇用した従業員を対象とした、企業内での実習（OJT）と教育訓練機関等での座学等（Off-JT）を組み合わせた実践的訓練）を行う。	○令和2年度 有期実習型訓練を42人に実施し、26人が正社員として就職した。

②対象者別の正社員転換等 イ)派遣労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	改正労働者派遣法の円滑な施行	派遣元に対して、計画的な教育訓練や希望者へのキャリアコンサルティングを義務付けるとともに、派遣先への直接雇用の依頼等の雇用安定措置を講ずることを派遣元の責務とすることや、正社員の募集情報提供義務を派遣先に課すことなどを内容とする平成27年度改正労働者派遣法の円滑な施行に取り組む。 また、労働者派遣事業の許可の取消しも含めた厳正な指導により3年見込みの派遣労働者に係る義務の履行を確保するだけでなく、1年以上の雇用契約を結んだ派遣労働者に係る努力義務についても周知徹底し、適正な運用を促す。	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度 公的機関の適正な入札制度のための改正労働者派遣法セミナーを2回開催（和歌山会場：9社、田辺会場：5社） ○事業所指導 令和2年度 派遣元133件、派遣先17件

②対象者別の正社員転換等 ウ)有期契約労働者に係る取組			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	キャリアアップ助成金の活用促進	キャリアアップ助成金により有期契約労働者の正規雇用等への転換について活用促進を図るためハローワークの窓口等による広報・周知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ハローワーク窓口において、求人受理時に有期労働者を募集する事業所にキャリアアップ助成金について周知を行っている。 ○令和2年度中にキャリアアップ計画の提出があったが、2年度未だ申請のない事業所に連絡し、取組状況の確認、申請の勧奨に取り組んでいる。 ○派遣先事業所に対する定期指導において、直接雇用への転換促進を図るため、キャリアアップ助成金のパンフレットを配付し周知を行っている。 ○労働基準監督署の支援班の事業所訪問によるキャリアアップ助成金等の周知・広報の実施（再掲） ・実施件数 令和2年度計274件

(3)待遇改善について			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	育児休業・介護休業の取得促進 ・妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い等やセクシュアルハラスメント対策の実施 ・学生・生徒等に対する労働法制の周知	非正規雇用労働者が育児・介護休業を取得し、継続就業しやすくなるため期間雇用労働者の育児・介護休業取得要件について、周知するとともに中小企業における労働者の円滑な育児・介護休業の取得及び職場復帰などを図るため、中小企業両立支援助成金の活用促進を図る。 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正法案が成立した場合には、改正法案に定める妊娠・出産・育児休業等を理由とする上司・同僚からの就業環境を害する行為を防止する措置を事業主に義務付けるための制度について、周知を図る。 また、職場における不快な性的言動等（セクシュアルハラスメント）や妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い（いわゆるマタニティハラスメント）について、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、着実な男女雇用機会均等法等の施行と未然防止の徹底を図る。 労働者の関係法令の不知による問題事象の発生を未然に防止するため、学生・生徒等に対する労働法制の基礎知識の付与に係る取組を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度は、育児・介護休業法における報告徴収を154社に実施し、育児・介護休業規定の整備、ハラスメント防止対策について、144社に、697件の助言等を行った。 ○令和2年度は、男女雇用機会均等法における報告徴収を96社に実施し、ハラスメント防止措置等について、87社に、143件の助言を行った。 ○令和2年度は、労働施策総合推進法における報告徴収を26社に実施し、ハラスメント防止措置等について、4社に、4件の助言を行った。職場におけるパワーハラスメント等をテーマとして、令和2年12月15日に雇用環境セミナーを開催し周知を図った（7社参加） ○和歌山大学において「労働行政実務」と題した寄附講義を実施した。（令和2年度オンライン開催：14回） また、和歌山信愛女子短期大学においても、労働法制セミナー（令和2年度オンライン開催：1回）を実施。